

## 令和元年度 第1回 狹山市建築審査会 会議録

【開催日時】 令和元年5月7日（火）午後4時00分から午後4時30分

【開催場所】 市役所3階 302会議室

【出席委員】 田中 一郎委員、村上 嘉康委員、草野 律子委員、  
高木 正人委員、町田 昇委員

【狹山市】 都市建設部：堀川部長、西久保次長

【特定行政庁】 建築審査課：滝島主幹、郷技師

【事務局】 建築審査課：酒匂主幹、嶋崎主査

【公開非公開の別】 公開

【傍聴者】 なし

【議事】（要旨）

会長及び会長職務代理者の選出

会長に田中一郎委員、会長職務代理者に村上嘉康委員を選出

議事

第1号議案

建築基準法第43条第2項の運用について

建築基準法一部改正に伴う、建築基準法第43条第2項の認定及び許可について、事例に基づき運用方法を特定行政庁が説明した。

## 【会議録】

### 第1号議案

#### 建築基準法第43条第2項の運用について

(議案概要)

法改正(平成30年6月27日公布)された、法43条第2項の建築審査会に係る接道案件について事例を基に運用内容を説明した。

法第43条第2項第1号の認定基準及び具体的な基準例(諮問案件)

法第43条第2項第2号の許可基準及び具体的な基準例(包括同意基準)

特定行政庁 法第43条第2項第1項の認定については、建築審査会の同意を得ずに特定行政庁が安全上支障のないものについて認定できる事となりました。

また、法第43条第2項第2号の許可については、従来の法第43条第1項ただし書きと同様に、建築審査会の同意を必要とし、一定の基準を満たすものは許可後に建築審査会へ報告し、それ以外は個別に諮問する事となりました。

委員 (意見) 位置指定道路の基準に合えば、認定という考え方ではなく、あくまでも位置指定道路の指定を受けることを前提とし、やむを得ない場合に認定することが、必要ではないかと思えます。

特定行政庁 はい

議長 第1号議案については、よろしいでしょうか。

委員 はい

議長 以上をもって、第1号議案を終了します。

以上